

産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業補助金
(うつくしまリサイクル施設等整備費補助金) 交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、産業廃棄物の排出抑制等を目的とする施設整備及び処理技術の導入等を目的とした調査・研究並びにデータやデジタル技術を活用した産業廃棄物の適正処理に資するデジタルトランスフォーメーション（以下「DXという。」）導入を行う者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この要綱において、「産業廃棄物の排出抑制等を目的とする施設整備」とは、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を県内に設置している事業者（以下「排出事業者」という。）及び法第14条第6項又は法第14条の4第6項の許可を福島県知事（福島県内の中核市の長を含む。）から受けている事業者（以下「処理業者」という。）が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進を目的として県内に産業廃棄物処理施設等を整備する事業（以下「産業廃棄物排出抑制等施設整備事業」という。）をいう。

3 この要綱において、「処理技術の導入等を目的とした調査・研究」とは、排出事業者及び処理業者並びに県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が産業廃棄物の排出抑制等、処理施設の適切な維持管理等の技術開発のための調査・研究を行う事業（以下「産業廃棄物排出抑制等調査研究事業」という。）をいう。

4 この要綱において、「産業廃棄物の適正処理に資するDX導入」とは、排出事業者及び処理業者がより効率的に適正処理を行うことができるDX導入事業（以下「DX導入施設整備事業」という。）をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別に定めるところにより知事の採択を受けた産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業計画書に基づき排出事業者及び処理業者並びに大学等（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助事業者が補助事業を行う場合に、当該補助事業に要する別表第1に掲げる経費のうち必要かつ相当と認められるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は、別表第1において知事が定める額及び補助率とする。ただし、千円未満は切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、要綱様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 設備の型式の変更など補助事業の目的や効果に影響しない範囲での事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20%以内の減額
- (3) 別表第1に掲げる各事業区分における経費区分ごとの配分額の20%以内の増減

（変更等の承認申請）

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業補助金（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）変更（中止・廃止）承認申請書（要綱様式第2号）を提出しなければならない。

（事前着手）

第8条 やむを得ない事情により、選定委員会の承認を受けて、知事が内示した後で、交付決定の前に事業を実施しようとする場合においては、事前に事前着手届（要綱様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（申請を取下げることができる期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

（概算払）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業補助金（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）概算払請求書（要綱様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、要綱様式第5号により、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在における状況について、当該年度の1月10日までに知事に提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業

補助金（うつくしまりサイクル施設等整備費補助金）概算払請求書（要綱様式第4号）の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（完了報告）

第12条 補助事業者は、当該事業が完了したときには、速やかに産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業（うつくしまりサイクル施設等整備費補助金）完了報告書（要綱様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、要綱様式第7号により、事業完了の日（事業の廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（全額概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告を行うにあたり、仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（要綱様式第8号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備等支援事業補助金（うつくしまりサイクル施設等整備費補助金）交付請求書（要綱様式第9号）を知事に提出しなければならない。

ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

（財産処分の制限）

第15条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（要綱様式第10号）に記帳整理し、第1項に規定する期間内備えて置かなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(経過報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業状況（産業廃棄物排出抑制等施設整備事業においては、産業廃棄物の発生抑制等の状況。産業廃棄物排出抑制等調査研究事業においては、調査研究の処理施設等への反映等の状況。）を記載した要綱様式第11号による報告書1部を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は、第1項に定める報告書に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

- 第18条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、知事が別に定める部数とする。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行し、第16条の規定は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

別表第1 補助対象経費

事業区分	経費区分	経費内容	補助率
産業廃棄物排出抑制等施設整備事業	機械装置・工具器具費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置若しくは工具器具の購入、据付け、又は改良に要する経費	【汚泥及び廃プラスチック類に係るもの】 補助額 12,000千円以内 補助率 2 / 3 以内 【上記以外】 補助額 12,000千円以内 補助率 1 / 2 以内
	構築物費	補助事業を実施するために直接必要な構築物の建造、改良又は購入に要する経費	
	その他	その他補助事業を実施するために直接必要な経費	
産業廃棄物排出抑制等調査研究事業	調査・研究設備等設置費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置若しくは構築物の購入、設置又は改良に要する費用	【汚泥及び廃プラスチック類に係るもの】 補助額 3,000千円以内 補助率 2 / 3 以内 【上記以外】 補助額 3,000千円以内 補助率 1 / 2 以内
	消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費又は消耗品費	
	報償費	技術指導を受ける際に要する謝金	
	委託料	外注加工、委託分析又は大学研究者への研究委託等に要する経費	
	通信運搬費	補助事業を実施するために直接必要な通信費又は運搬費	
	リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置等の借用費	
その他	その他補助事業を実施するために直接必要な経費		
DX導入施設整備事業	機械装置・工具器具費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置若しくは工具器具の購入、据付け、又は改良に要する経費	補助額 3,000千円以内 補助率 1 / 2 以内
	構築物費	補助事業を実施するために直接必要な構築物の建造、改良又は購入に要する経費	
	その他	その他補助事業を実施するために直接必要な経費	

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

(1) 他から転用が可能と認められる機械設備等。

2 消費税及び地方消費税仕入控除税額は補助対象とはならない。